

## ◆地方自治法施行令の一部を改正する政令の概要

### 1 政令改正理由

地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の一部の施行に伴い、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適当でないものを定める必要があるからである。

### 2 政令改正の概要

議会機能を充実・強化するため、法定受託事務に係る事件についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとしたことに伴い、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適当でないものを定めるものである。

#### 【今回政令で定める事務の例】

- ① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の規定により
  - ・ 知事が防衛大臣に対して行う自衛隊部隊等の派遣要請に係る事務(15①)
  - ・ 知事が要避難地域の住民に対する避難指示を行った旨の通知を受けた場合の避難先市町村が行う受け入れに係る事務(54⑥)
  - ・ 知事が医師、看護師その他の医療関係者に対して行う、避難住民等への医療提供要請(85①)
  - ・ 地方公共団体の長が行う日本赤十字社の外国人に関する安否情報の収集活動に対する協力(96②)
  - ・ 知事及び市町村長が行う、他の市町村から避難住民等を受け入れたときの備蓄物資又は資材の供給に係る事務(143) 等
- ② 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の規定により都道府県知事が厚生労働大臣に対し協議して定める救助の程度、方法及び期間に係る事件

### 3 施行日

地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の一部の施行の日(平成24年5月1日)